

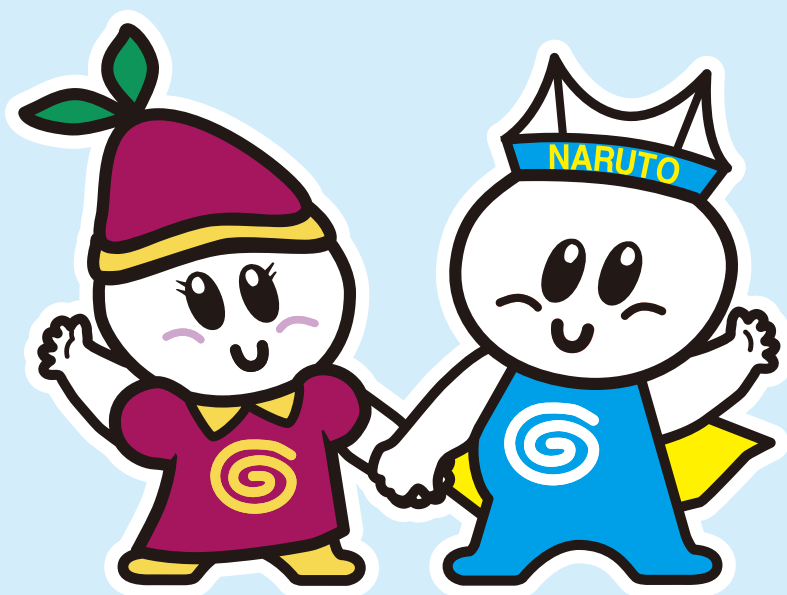
健康なると21 第二次

後期アクションプラン

鳴門市自殺対策計画

こころの健康アクションプラン

平成31年3月



鳴門市マスコットキャラクター
うずひめちゃん うずしおくん

鳴門市

目 次

健康なると21(第二次)後期アクションプラン

第1章	健康なると21(第二次)後期アクションプラン	1
1.	健康なると21(第二次)後期アクションプランの位置づけ	1
2.	健康なると21(第二次)後期アクションプランの計画期間	1
第2章	鳴門市の健康の概況	2
1.	人口構成	2
2.	健康に関する概況	3
3.	健康診査結果	4
第3章	健康なると21(第二次)中間評価	5
第4章	健康なると21(第二次)の今後の取り組み	7
1.	生活習慣病の予防	7
(1)	がん	7
(2)	循環器疾患	8
(3)	糖尿病	8
(4)	歯・口腔の健康	9
2.	生活習慣・社会環境の改善	9
(1)	栄養・食生活	9
(2)	身体活動・運動	10
(3)	飲酒	11
(4)	喫煙	11
(5)	休養	11
3.	こころの健康	12

鳴門市自殺対策計画（こころの健康アクションプラン）

第1章 鳴門市自殺対策計画	14
1. 計画策定の趣旨	14
2. 計画の位置づけ	14
3. 計画の期間	14
4. 計画の策定体制	14
第2章 鳴門市の自殺の現状	15
1. 鳴門市の自殺者数	15
2. 鳴門市の自殺の特徴	16
3. 鳴門市の各種アンケート結果	18
第3章 自殺に対する基本認識	19
第4章 基本目標と施策	20
1. 基本理念	20
2. 基本目標と施策の体系	20
3. 基本施策	21
（1）こころの健康づくりの推進と自殺予防の普及啓発	21
（2）自殺対策を支える人材の育成	21
（3）関係機関・団体との連携強化	21
（4）児童・生徒のSOSの出し方に関する教育	22
（5）生きることの促進要因への支援	22
4. 重点施策	24
（1）子ども・若者への対策	24
（2）生活困窮者への対策	24
（3）高齢者への対策	25
5. 生きる支援関連施策	26
第5章 計画の推進体制	30
資料編	31
1. 鳴門市関係機関相談窓口一覧	31
2. 徳島県関係機関相談窓口一覧	33
3. 鳴門市健康づくりの推進と地域の医療を守り育む協議会設置要綱	36
4. 鳴門市健康づくりの推進と地域の医療を守り育む協議会委員名簿	37
5. 鳴門市健康づくりの推進と地域の医療を守り育む条例庁内推進会議設置要綱	38
6. 「健康なると21(第二次)」推進ワークショップ委員名簿	39
7. 鳴門市自殺対策計画の策定経過	39

第1章 健康なと21(第二次)後期アクションプラン

1. 健康なと21(第二次)後期アクションプランの位置づけ

本市では、健康増進計画として生活習慣病予防に重点をおいた「健康なと21」を平成17年に策定し、取り組みを推進してきました。その後、平成25年には、「健康日本21(第二次)」の基本的な方向や目標項目を参考に、これまでの取り組みの評価や新たな健康課題などを踏まえ、「健康なと21(第二次)」を策定しました。

計画の期間は、2013年度(平成25年度)から2022年度の10年間ですが、目標達成へ向けて計画を実効性のあるものにするため、2013年度(平成25年度)から5年間の「アクションプラン」として、各ライフステージに応じた重点プランを策定し取り組みを進めてきました。

平成29年度末で前期アクションプランの計画期間が終了したことから、5年間の取り組みの総括及び、「健康なと21(第二次)」の目標達成に向けた進捗状況の評価を行うとともに、新たな課題に対する新規指標と取り組みを加え、後期アクションプランを策定し取り組みを強化するものです。

2. 健康なと21(第二次)後期アクションプランの計画期間

計画の期間は、2018年度から2022年度までであり、最終年度(2022年)には最終評価を行います。

第2章 鳴門市の健康の概況

1. 人口構成

本市の人口は、平成24年4月には60,572人でしたが平成29年4月には57,889人となり減少傾向にあります。年齢別人口構成では、65歳以上の人口が2,493人増え、高齢化率も27.2%から32.8%と高くなっており、高齢化率は国や県と比較しても高い状況です。

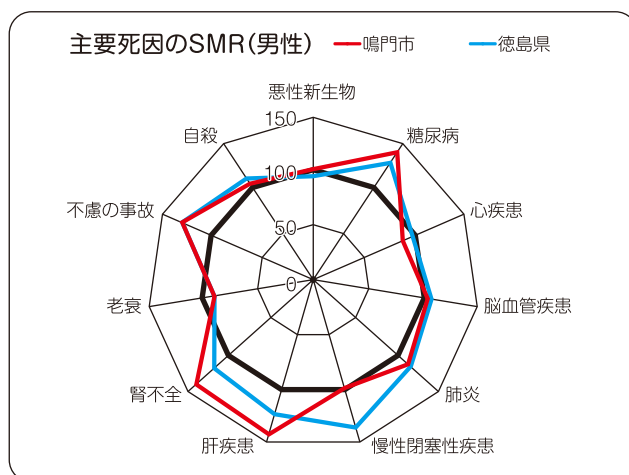
出生数は平成24年は440人でしたが、平成29年には315人となり、5年間で3割近く減少しており、少子高齢化がすすんでいます。

主要死因については、上位から悪性新生物(がん)、心疾患(高血圧性除く)、肺炎の順で平成22年と同様ですが、高齢化の進展に伴い全国、徳島県と同様、老衰が5位となっています。

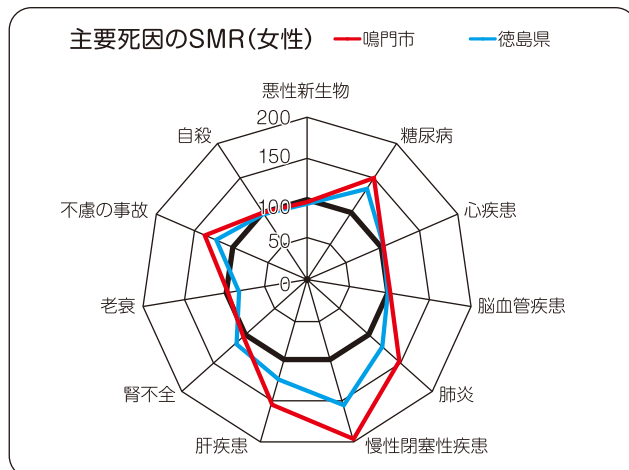
平成23年から平成27年の標準化死亡率(SMR)を見ると、男性では肝疾患、糖尿病、腎不全が全国や徳島県より高くなっています。女性では慢性閉塞性疾患、肝疾患、糖尿病が全国や徳島県より高くなっています。

※標準化死亡率(SMR)とは、年齢構成を調整して算出した死亡率。全国を100(太線表示)とする。

標準化死亡率(SMR)(平成23年～平成27年)



主要死因のSMR(男性)	鳴門市	徳島県
悪性新生物	103	97
糖尿病	141	130
心疾患	89	99
脳血管疾患	104	108
肺炎	113	116
慢性閉塞性疾患	99	137
肝疾患	144	124
腎不全	141	119
老衰	90	92
不慮の事故	131	131
自殺	106	112



主要死因のSMR(女性)	鳴門市	徳島県
悪性新生物	94	94
糖尿病	150	135
心疾患	101	102
脳血管疾患	100	99
肺炎	145	120
慢性閉塞性疾患	197	155
肝疾患	154	122
腎不全	102	115
老衰	95	82
不慮の事故	137	122
自殺	99	97

平成29年徳島県保健所管内市町村健康指標データ

2. 健康に関する概況

項 目			国		徳島県		鳴門市		
1	人口動態 *1	推計人口(H29.4.1)	126,710,000 人		744,837 人		57,889 人		
		65歳以上人口 (再掲) 75歳以上人口 高齢化率 75歳以上の割合	34,404,995 人		236,564 人		18,983 人		
			17,481,000 人		122,313 人		9,417 人		
			27.2 %		31.8 %		32.8 % 県内 16/24		
			13.8 %		16.4 %		16.3 %		
	平均寿命 *3	男性	80.8歳		80.3歳	全国 33/47	80.3歳	県内 11/24	
女性		87.0歳		86.7歳	全国 40/47	86.7歳	県内 10/24		
2	死亡の状況 *4	死亡原因	死亡原因	10万対	死亡原因	10万対	死亡原因	10万対	
		1位	悪性新生物	298.3	悪性新生物	327.9	悪性新生物	333.3	
		2位	心疾患	158.4	心疾患(高血圧性除く)	184.3	心疾患(高血圧性除く)	148.9	
		3位	肺炎	95.4	肺炎	140.0	肺炎	148.9	
		4位	脳血管疾患	87.4	脳血管疾患	103.3	脳血管疾患	103.2	
		5位	老衰	74.2	老衰	96.6	老衰	86.3	
	早世予防からみた死亡 (64歳以下の死亡)*5	合計	136,944 人	10.5%	859 人	8.7%	61 人	8.2%	県内 13/24
		男性	91,123 人	13.5%	557 人	11.5%	39 人	10.9%	県内 14/24
		女性	45,821 人	7.2%	302 人	6.0%	22 人	5.7%	県内 13/24
3	介護保険 *6	要介護認定者数	6,208,699 人		48,872 人		3,631 人		
		1号被保険者 認定率	6,057,292 人	16.9%	48,125 人	20.9%	3,581 人	18.7%	
		2号被保険者 認定率	151,407 人	0.4%	747 人	0.3%	50 人	0.3%	
4	国保の状況 *7	被保険者数	人数	割合	人数	割合	人数	割合	
			30,125,921 人	—	167,635 人	—	15,211 人	—	
		うち 65-74歳	12,378,078 人	41.1%	74,352 人	44.4%	6,736 人	44.3%	
		一般	29,581,863 人	98.2%	163,617 人	97.6%	14,799 人	97.3%	
		退職	544,058 人	1.8%	4,021 人	2.4%	412 人	2.7%	
		加入率	23.4%		22.4%		26.1%		
5	医療の状況 (生活習慣 病に占める 割合) 最大医療費 源傷病名 (調剤含む) *8	傷病名	割合		割合		割合		
		がん	26.4%		24.0%		25.5%		
		慢性腎不全(透析あり)	9.0%		6.4%		7.4%		
		糖尿病	9.9%		9.8%		10.6%		
		高血圧症	7.8%		7.8%		7.4%		
		精神	17.2%		25.1%		23.2%		
		筋・骨格	15.6%		14.2%		12.8%		
6	特定健診 *9	受診者数	—		41,569 人		3,081 人		
		受診率	—		35.1%		28.6%		
		特定保険指導 終了者数	—		4,032 人		288 人		
		実施率	—		76.5%		68.1%		

*1 徳島県ホームページ

*2 平成28年度介護保険事業状況報告

*3 平成27年生命表

*4 平成28年徳島県保健・衛生統計年報、国：第18表、県・市：第25表

*5 平成28年人口動態調査、平成28年徳島県保健・衛生統計年報

*6 平成29年度 鳴門市の介護保険の状況、平成30年12月現在KDB No.1地域全体像の把握

*7 平成29年3月31日人口(平成28年度人口動態)平成28年度国民健康保険事業年報、KDB No.5被保険者の状況

*8 平成30年12月現在KDB No.3健診・医療・介護データからみる地域

*9 平成29年度法定報告結果

3. 健康診査結果

平成29年度の特定健診受診率は28.6%で、平成23年度よりやや減少しています。特定保健指導率は68.1%で、平成23年度より大幅に上昇しています。

鳴門市特定健診の結果、異常所見のあった項目の順位については、1位から5位まで平成23年度と同様です。

異常所見のあった者の割合は、上位からLDL（悪玉コレステロール）、HbA1c（過去1～2か月の血糖値の平均値）、収縮期血圧について平成23年度より減少しています。

項目		平成23年度			平成29年度		
特定健診の 状況 *1	健診対象者数	健診対象者数	受診者数	受診率	健診対象者数	受診者数	受診率
	受診者数/受診率	11,305 人	3,321 人	29.4%	10,760 人	3,081 人	28.6%
	有所見順位	有所見項目	人数	割合	有所見項目	人数	割合
	第1位	LDL	1,950 人	58.7%	LDL	1,688 人	54.7%
	第2位	HbA1c	1,887 人	56.8%	HbA1c	1,591 人	51.5%
	第3位	収縮期血圧	1,806 人	54.4%	収縮期血圧	1,542 人	49.9%
	第4位	腹囲	1,098 人	33.1%	腹囲	1,038 人	33.6%
	第5位	BMI	943 人	28.4%	BMI	919 人	28.4%
	第6位	中性脂肪	794 人	23.9%	中性脂肪	818 人	26.5%
	第7位	血糖	770 人	23.2%	血糖	750 人	24.3%
	第8位	拡張期血圧	541 人	16.3%	拡張期血圧	413 人	15.0%
	第9位	ALT(GPT)	514 人	15.5%	ALT(GPT)	514 人	13.4%
	第10位	尿酸	286 人	8.6%	尿酸	255 人	8.3%
	支援別状況	対象者数	実施者数 (終了者数)	実施率 (終了率)	対象者数	実施者数 (終了者数)	実施率 (終了率)
	情報提供	2,830 人	—	—	2,658 人	—	—
	特定保健指導	491 人	267 人	54.4%	423 人	288 人	68.1%
	内 訳	動機づけ支援	354 人	231 人	65.3%	343 人	260 人
積極的支援		137 人	36 人	26.3%	80 人	28 人	35.0%

*1 平成29年度法定報告結果

第3章 健康なと21(第二次)中間評価

この計画は市民を対象に、がん、循環器疾患や糖尿病等の生活習慣病の予防と適切な栄養・運動等の生活習慣、十分な休養と喫煙環境等の社会環境の改善に向け、妊産婦期から高齢期まで健康課題に応じた健康増進の取り組みを定めたものです。

庁内関係課を始め保育・教育機関及び医療機関等と連携して各種保健事業に取り組んだ結果、中間評価として平成29年度実績について目標値に対する達成状況を見ると、30項目のうち中間目標を上回る実績であったものが12項目ありましたが、中間目標に達しなかった項目は18項目あり、そのうち目標値に対して実績が7割に満たなかった項目は14項目でした。

分野		項目		策定時実績 (平成23年度)	中間目標 (平成29年度)	中間評価 (平成29年度実績)		
1 生活習慣病の予防	がん	がん検診の受診率の向上	胃がん検診受診率	2.2%	3.0%	1.4%	C	
			肺がん検診受診率	2.4%	3.0%	2.3%	B	
			大腸がん検診受診率	4.7%	5.0%	3.7%	B	
			子宮頸がん検診受診率	19.8%	21.0%	13.6%	C	
			乳がん検診受診率	14.9%	18.0%	12.1%	C	
	循環器疾患	特定健診受診率の向上	特定健診受診率	29.4%	60.0%	28.6%	C	
		特定保健指導実施率の向上	特定保健指導実施率	54.4%	60.0%	68.1%	A	
		循環器疾患の減少	高血圧症の改善 (140/90mmHg 以上の人の割合)	29.8%	減少	25.1%	*1	A
			脂質異常症の減少 (LDL コレステロール 160mg/dl 以上の人の割合)	14.1%		12.2%		A
			メタボリックシンドロームの 該当者・予備群の減少	29.6%		28.3%	29.9%	C
	糖尿病	糖尿病有病者の割合の減少	HbA1c が JDS 値 6.1%、 NGSP 値 6.5% 以上の人の割合	7.6%	7.3%	7.9%	*1	C
		血糖コントロール不良者の割合の減少	HbA1c が JDS 値 8.0%、 NGSP 値 8.4% 以上の人の割合	1.2%	1.0%	1.1%		B
		治療が必要な者のうち治療継続者の割合の増加	HbA1c が JDS 値 6.1%、 NGSP 値 6.5% 以上の人のうち、治療中と回答した人の割合	52.3%	75.0%	54.9%		B
		糖尿病腎症による年間新規透析導入患者数の減少	年間新規透析導入患者数	5人	減少	8人	C	
	歯・口腔健康	3歳児でう蝕のない幼児の割合の増加			78.4%	80.0%以上	81.5%	A

※ 評価基準 達成度100%以上:A、達成度70%以上:B、達成度70%未満:C

*1 特定健診及びヤング健診受診結果

分野		項目		策定時実績 (平成23年度)	中間目標 (平成29年度)	中間評価 (平成29年度実績)	
2	栄養・食生活	適正体重を維持している人の増加(肥満、やせの減少)	低出生体重児の割合の減少	8.5%	減少	7.1%	A
			肥満傾向にある子どもの割合の減少(小学5年生の肥満傾向児の割合*1)	男子 17.1%	16.0%	17.1%	C
				女子 8.3%	8.0%	13.5%	C
			20歳～60歳代男性の肥満者の割合の減少	34.9%	34.0%	38.3%	C
			40歳～60歳代女性の肥満者の割合の減少	23.4%	21.0%	23.6%	C
			低栄養傾向(BMI20以下)の割合の減少	14.7%	減少	14.2%	A
	身体活動・運動	運動習慣がある人の割合の増加	1日に30分以上軽く汗をかく運動を、週に2回以上1年以上実施している人の割合	男性 46.3%	47.3%	48.1%	A
				女性 37.7%	*2 38.7%	*2 39.8%	*2 A
	飲酒	生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している人の割合の低減	1日3合以上のお酒を飲む人の割合	男性 3.1%	減少	3.5%	C
				女性 0.5%		0.4%	A
	喫煙	成人の喫煙率の減少		男性 20.7%	19.0%	20.5%	C
				女性 3.9%	3.0%	4.3%	C
	休養	睡眠による休養を十分にとれていない人の割合の減少		男性 26.4%	減少	25.9%	A
				女性 32.4%		30.6%	A
3	こころの健康	自殺者の減少(人口10万人あたり自殺者数)		18.0%	17.5%	13.4%	*3 A

※ 評価基準 達成度100%以上:A、達成度70%以上:B、達成度70%未満:C

*1 学校保健統計

*2 国の目標値は男性20歳～60歳代、女性は40歳～60歳代で設定しているが、市の実績は特定健診及びヤング健診受診結果

*3 厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

分野別にみると生活習慣病の予防については、循環器疾患の分野において特定保健指導実施率が上昇し、高血圧症、脂質異常症及び血糖コントロール不良者が減少しています。また、歯・口腔の健康の分野では3歳児でう蝕(虫歯)のない幼児の割合が上昇しています。

しかし、肥満傾向にある子ども(小学5年生)及び成人の肥満割合の減少、がん検診受診率の向上については目標を達成することができませんでした。

目標値に到達していない項目については、最終年度における目標の達成に向けて、さらに取り組みを強化していく必要があります。

第4章 健康なと21(第二次)の今後の取り組み

1. 生活習慣病の予防

(1) がん

項 目	検診種別	策定時 (平成23年度)	中間評価 (平成29年度)	目標値 (2022年度)
がん検診受診率の向上	胃がん検診	2.2%	1.4%	5.0%
	肺がん検診	2.4%	2.3%	5.0%
	大腸がん検診	4.7%	3.7%	10.0%
	子宮がん検診	19.8%	13.6%	23.0%
	乳がん検診	14.9%	12.1%	20.0%

※目標値は、平成25年3月健康なと21(第二次)策定時の目標数値を記載。

がん検診の受診率は策定時より減少しており、以下の取り組みを強化していきます。

<今後の取り組み>

- ① 市独自リーフレットの作成・配布による受診勧奨と受診しやすい体制づくり
- ② 新規受診者の増加に向けた医療機関や地区組織、商店等との連携
- ③ 節目年齢者への個別通知による受診勧奨
- ④ 子宮がん検診・乳がん検診における初年度対象者への無料クーポン券送付による受診勧奨

本市では、胃がんの死亡率が徳島県平均及び県内8市平均に比べ高く、より早い段階での胃がん予防対策に取り組むことが必要でした。

胃がんの発症にはピロリ菌が関与しており、胃がんの方は99%感染していると言われています。日本人の約2人に1人はピロリ菌に感染しており、全国の中学生の感染率は約5%前後となっています。

そのため、平成27年度から早期の胃がん対策として、若年層を対象に胃がんリスク(ABC)検診(ピロリ菌の有無と胃粘膜の萎縮度(ペプシノゲン)を調べる血液検査)を開始しました。

また、平成28年度からは中学生を対象にピロリ菌の感染の有無を調べる検査(尿中抗体検査)を開始しました。

これらの現状をふまえ、取り組むべき課題について、下表のとおり新たに指標と目標値を設定します。

項目(新規)	平成29年度実績	目標値 (2022年度)
ウイルス感染を主としたがんの発症予防	中学生ピロリ菌検査 一次検査実施率 71.6%	平成29年度 より増加
中学生を対象とした成人期の胃がんの発症 予防及び保護者の検診受診勧奨	中学生ピロリ菌検査 二次検査実施率 45.5%	平成29年度 より増加

<今後の取り組み>

- ① 妊婦一般健康診査における成人T細胞白血病ウイルス抗体検査の実施
- ② 中学生を対象としたピロリ菌検査の実施率向上に向けた体制の整備
- ③ ピロリ菌検査陽性者の保護者に対する胃がん検診の受診勧奨

(2) 循環器疾患

項 目		策定時 (平成23年度)	中間評価 (平成29年度)	目標値 (2022年度)
特定健診受診率の向上	特定健診受診率	29.4%	28.6%	55.0%
特定保健指導実施率の向上	指導終了率	54.4%	68.1%	60.0%
循環器疾患の減少	高血圧症	29.8%	25.1%	平成23年度 より減少
	脂質異常症	14.1%	12.2%	平成23年度 より減少
	メタボリックシンドローム 該当者・予備軍	29.6%	29.9%	20.0%

特定保健指導の実施率は上昇しています。

循環器疾患の減少については、高血圧症及び脂質異常症は減少していますが、メタボリックシンドローム該当者・予備軍の割合は増加しており、引き続き、以下の取り組みを実施していきます。

<今後の取り組み>

- ① 広報、鳴門市公式ウェブサイト、講演会等による特定健診及び特定保健指導の受診勧奨
- ② 健康意識の向上に向けた特定健診や特定保健指導結果の改善例等の周知
- ③ 特定保健指導、健康相談、家庭訪問活動の継続的な実施
- ④ 食生活改善推進員の養成、推進員活動の支援を通じた食生活改善事業の推進
- ⑤ 食事療法を必要とする生活習慣病重症化予防に向けた栄養指導の実施

(3) 糖尿病

項 目		策定時 (平成23年度)	中間評価 (平成29年度)	目標値 (2022年度)
糖尿病有病者の割合の減少		7.6%	7.9%	7.0%
血糖コントロール不良者の割合の減少		1.2%	1.1%	1.0%
糖尿病治療継続者の割合の増加		52.3%	54.9%	75.0%
糖尿病腎症による新規透析者の減少		5人	8人	平成23年度数値を 現状維持または減少

血糖値のコントロールが不良な人の割合は減少し、糖尿病治療を継続している人の割合も増加しています。一方、糖尿病患者の割合は増加しており、糖尿病腎症による透析治療開始者も増加しています。

糖尿病の発症を予防するとともに糖尿病の治療の継続を働きかけ、糖尿病腎症による透析治療の適応を防ぐ等重症化予防に向け、引き続き、以下の取り組みを実施していきます。

<今後の取り組み>

- ① 広報、鳴門市公式ウェブサイト、講演会等による特定健診及び特定保健指導の受診勧奨
- ② 健康意識の向上に向けた特定健診や特定保健指導結果の改善例等の周知
- ③ 特定保健指導、健康相談、家庭訪問活動の継続的な実施
- ④ 「糖尿病連携手帳」の活用によるかかりつけ医と連携した保健指導の実施
- ⑤ 「糖尿病管理台帳」による経年健診結果に基づく保健指導の実施
- ⑥ 糖尿病重点相談の実施
- ⑦ 食生活改善推進員の養成、推進員活動の支援を通じた食生活改善事業の推進
- ⑧ 食事療法を必要とする生活習慣病重症化予防に向けた栄養指導の実施

(4) 歯・口腔の健康

項 目	策定時 (平成23年度)	中間評価 (平成29年度)	目標値 (2022年度)
3歳児でう蝕(虫歯)のない幼児の割合の増加	78.4%	81.5%	80.0%以上

3歳児でう蝕(虫歯)のない幼児の割合は、目標値に達成しましたが、引き続き、以下の取り組みを実施していきます。

<今後の取り組み>

- ① 幼児の虫歯予防に必要となる妊娠期から良好な口腔状態を保つための妊婦への歯科保健指導と妊婦歯科健康診査の受診率の向上
- ② 4か月児健康診査における保護者への歯科指導及び9か月児・1歳6か月児・3歳児健康診査における乳幼児に関する歯科指導
- ③ 1歳6か月児健康診査受診児へのフッ化物塗布事業の実施
- ④ 3歳児健康診査受診児へのRDテスト(虫歯菌テスト)実施による妊婦歯科健康診査受診の効果判定の実施(徳島大学歯学部協働)
- ⑤ 歯科保健意識の向上に向けた歯周病検診の実施

2. 生活習慣・社会環境の改善

(1) 栄養・食生活

項 目	策定時 (平成23年度)		中間評価 (平成29年度)	目標値 (2022年度)
低出生体重児の割合の減少	出生率 8.5% (平成22年数値)		出生率 7.1% (平成28年数値)	平成23年度 より減少
肥満傾向にある子ども(小学5年生)の割合の減少	男子	17.1%	17.1%	15.0%
	女子	8.3%	13.5%	7.5%

低出生体重児の割合は減少していますが、女子の肥満傾向にある子ども(小学5年生)の割合は増加しています。引き続き、以下の取り組みを実施していきます。

<今後の取り組み>

- ① 妊婦一般健康診査受診結果の有所見者への継続的な保健(栄養)指導
- ② 妊婦に対する適正体重維持への保健(栄養)指導
- ③ 「生活習慣サポートノート」を活用した広報誌、鳴門市公式ウェブサイト等による啓発
- ④ 保育所・幼稚園・小中学校等、関係機関と連携した食育事業の推進
- ⑤ 教育機関・医療機関との連携による小児期の生活習慣病発症予防及び成人期への肥満の移行防止

項 目	策定時 (平成23年度)	中間評価 (平成29年度)	目標値 (2022年度)
20歳～60歳代男性の肥満者の割合の減少	34.9%	38.3%	32.0%
40歳～60歳代女性の肥満者の割合の減少	23.4%	23.6%	20.0%
低栄養傾向(BMI20以下)の割合の減少	14.7%	14.2%	平成23年度 より減少

低栄養傾向にある人の割合は減少していますが、肥満者の割合は男女ともに上昇しています。引き続き、以下の取り組みを実施していきます。

<今後の取り組み>

- ① 広報誌、鳴門市公式ウェブサイト、講演会等による特定健診・特定保健指導の受診勧奨
- ② 特定健診や特定保健指導結果の改善例等の周知による健康意識の向上
- ③ 特定保健指導、健康相談、家庭訪問活動の継続実施
- ④ 食生活改善推進員の養成、推進員活動の支援を通じた食生活改善事業の推進
- ⑤ 食事療法を必要とする生活習慣病重症化予防に向けた栄養指導の実施

(2) 身体活動・運動

項 目		策定時 (平成23年度)	中間評価 (平成29年度)	目標値 (2022年度)
運動習慣がある人の割合の増加	男性	46.3%	48.1%	48.3%
	女性	37.7%	39.8%	39.7%

運動習慣がある人の割合は、男女ともに増加しています。引き続き、以下の取り組みを実施していきます。

<今後の取り組み>

- ① 保育・教育機関等との連携による身体活動の重要性の啓発
- ② 運動自主クラブの活動支援
- ③ 各種スポーツ推進事業等の情報提供

(3) 飲酒

項 目		策定時 (平成23年度)	中間評価 (平成29年度)	目標値 (2022年度)
3合/日以上飲酒者の減少	男性	3.1%	3.5%	平成23年度 より減少
	女性	0.5%	0.4%	

1日3合以上飲酒している人の割合は、女性は減少していますが、男性は増加しています。引き続き、以下の取り組みを実施していきます。

<今後の取り組み>

- ① 健康教室・出前講座、広報誌等での適正飲酒の情報発信
- ② 断酒会活動の支援

(4) 喫煙

項 目		策定時 (平成23年度)	中間評価 (平成29年度)	目標値 (2022年度)
成人の喫煙率の減少	男性	20.7%	20.5%	15.0%
	女性	3.9%	4.3%	2.0%

喫煙習慣のある人の割合は、男性は減少していますが、女性は増加しています。喫煙者に対する禁煙支援及び受動喫煙の防止に向けて、引き続き、以下の取り組みを実施していきます。

<今後の取り組み>

- ① 広報誌等による受動喫煙の防止に関する啓発
- ② 教育機関等と連携した未成年者への喫煙リスクの情報発信及び禁煙指導
- ③ 特定健診、肺がん検診結果に基づいた禁煙支援
- ④ 妊産婦への禁煙指導

(5) 休養

項 目		策定時 (平成23年度)	中間評価 (平成29年度)	目標値 (2022年度)
睡眠による休養を十分取れていない人の割合の減少	男性	26.4%	25.9%	平成23年度 より減少
	女性	32.4%	30.6%	

睡眠による休養を十分取れていない人の割合は、男女ともに減少しています。引き続き、以下の取り組みを実施していきます。

<今後の取り組み>

- ① 各種保健事業での情報提供

3. こころの健康

本市では少子高齢化が進展する中、安心して子どもを産み育てることができるよう、妊娠から出産・就学前の子育て期まで切れ目のない、きめ細かい相談・支援を行える体制を構築するため、子育て世代包括支援センター（鳴門市版ネウボラ）を平成27年10月、開設しました。

平成29年度に妊娠届出書を提出した妊婦へのアンケート調査の結果、気分の落ち込みや不安、うつ等精神的な不安を抱える妊婦の割合が15%あり、そのうち精神的な治療を受けた経験のある妊婦の割合は8%でした。

また、産婦健康診査（産後うつ質問票）の結果、産婦の約1割に不安が高い状況がありました。これらの現状をふまえ、取り組むべき課題について、新たに指標と目標値を設定します。

項 目（新 規）	平成29年度実績	目標値 (2022年度)
妊娠期からの心理的負担の軽減への支援及び産後うつを始めとする特定妊産婦等への相談対応	養育支援・産婦健康診査等情報提供による相談対応率 100%	100% (現状維持)

<今後の取り組み>

- ① 妊娠届出時からの鳴門市子育て世代包括支援センターでの継続した相談対応の実施
- ② 産婦健康診査結果（産後うつ質問票の高得点者など）より、妊娠期から子育て期への継続的な相談対応の実施
- ③ 健康課題等アセスメントによる個別支援プランの作成及び効果的かつ継続的な支援の提供
- ④ 産前・産後ヘルパー派遣事業の推進
- ⑤ 産後デイサービス・産後ショートステイの推進
- ⑥ 徳島県妊産婦メンタルヘルス部会参加による相談対応能力の向上
- ⑦ 他機関との情報交換を通じた子育て世代包括支援センター機能の検証

項 目	策定時 (平成23年度)	中間評価 (平成29年度)	目標値 (2022年度)
自殺者の減少(人口10万人あたり)	18.0% (16.1%)	15.2% (13.4%)	平成23年度 より減少

※ 上段：徳島県保健・衛生統計年報、下段：警察庁自殺統計

策定時は徳島県保健・衛生統計年報の数値を使用していましたが、自殺対策計画策定にあたり、全国及び徳島県と比較可能な数値として、厚生労働省より公表された警察庁自殺統計を用いることとしました。

<今後の取り組み>

自殺対策を「生きることの包括的な支援」として、鳴門市自殺対策計画に基づき全庁的な取り組みを推進します。

鳴門市自殺対策計画
こころの健康アクションプラン

第1章 鳴門市自殺対策計画

1. 計画策定の趣旨

日本の自殺者数は、平成10年に急増し、3万人前後の高水準で推移していました。平成18年10月、自殺対策基本法の施行により、自殺は「個人の問題」ではなく「社会の問題」として総合的に推進された結果、自殺者数の年次推移は減少傾向にありますが、毎年2万人を超えており、国際的に見るとその死亡率は高く、依然、深刻な状況にあります。

平成28年には、自殺対策を更に推進するため自殺対策基本法が改正され、自殺対策を「生きることの包括的な支援」として推進することとなりました。

本市では、平成25年度より「健康なと21（第二次）」において、自殺者の減少を目標に「こころの健康」を推進しています。自殺対策として、広報誌への自殺予防に関する掲載や自殺予防キャンペーンの実施等啓発に努めてきましたが、自殺対策に関する取り組みを一層強化するため「鳴門市自殺対策計画」を策定するものです。

2. 計画の位置づけ

本計画は、自殺対策基本法第13条第2項に定める市町村自殺対策計画として、「自殺総合対策大綱」及び「徳島県自殺対策基本計画」を指針とします。

「第六次鳴門市総合計画」を上位計画とし、「鳴門市地域福祉計画」等の関連する他の計画と整合性を図るとともに、「健康なと21（第二次）」後期アクションプランの分野別施策の1つである「こころの健康」の施策として推進します。

3. 計画の期間

本計画の計画期間は、「健康なと21（第二次）」の計画終期に合わせ、2019年度（平成31年度）から2022年度までの4年間とします。

4. 計画の策定体制

計画の策定体制として、全庁的な取り組みとするため「鳴門市健康づくりの推進と地域の医療を守り育む条例庁内推進会議」を中心に協議を行うとともに、幅広い関係者の参画を得るため、保健・医療・介護・福祉等関係者や学識経験者、公募市民等により構成された「鳴門市健康づくりの推進と地域の医療を守り育む協議会」の開催及び市民ワークショップによる意見聴取を行いました。

第2章 鳴門市の自殺の現状

1. 鳴門市の自殺者数

本市の自殺による死亡者数は、平成21年の14人から平成22年に19人に増加した後、増減を繰り返しながら徐々に減少し、平成29年に8人となりました。(表1)

自殺死亡率(人口10万人あたりの自殺死亡者数)を全国、徳島県と比較すると平成21年、平成22年に高かった死亡率もその後はおおむね全国、徳島県を下回って推移し、平成21年から平成29年にかけての自殺による死亡者の減少割合は本市が最も大きくなっています。(図1)

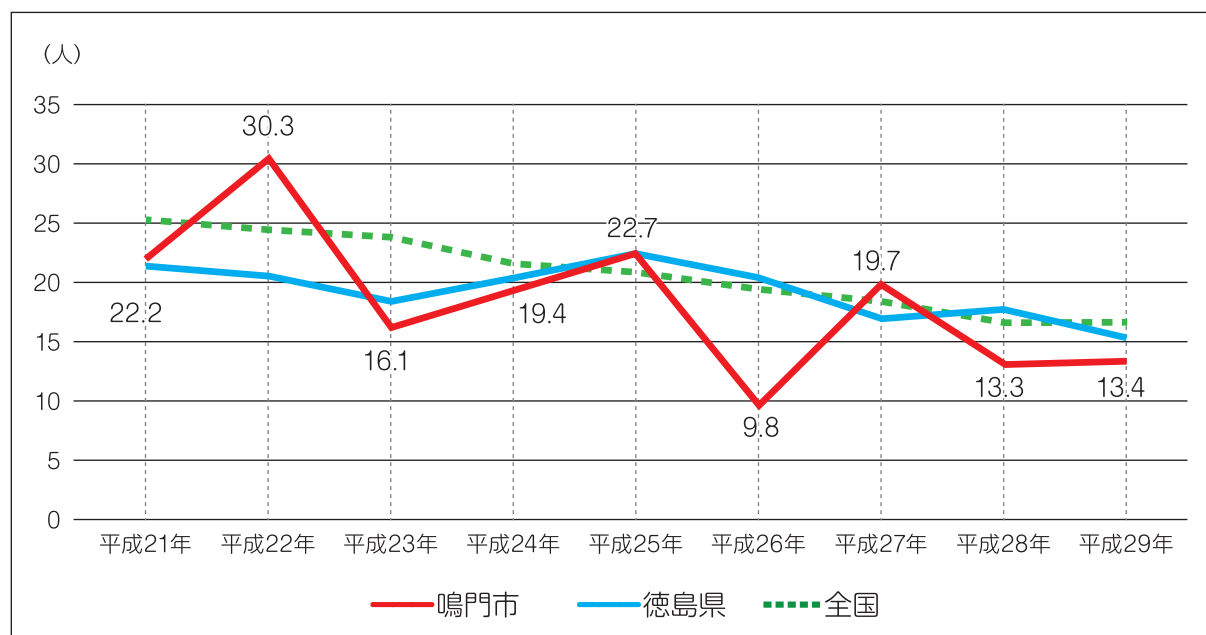
表1 鳴門市の自殺者数、自殺率の推移(全国、徳島県の比較)

		平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	9年間の 減少率
鳴門市自殺者数(人)		14	19	10	12	14	6	12	8	8	—
自殺死亡率	鳴門市	22.2	30.3	16.1	19.4	22.7	9.8	19.7	13.3	13.4	△39.6%
	全 国	25.6	24.7	24.1	21.8	21.1	19.6	18.6	16.9	16.5	△35.5%
	徳島県	21.7	20.7	18.6	20.6	22.7	20.5	17.1	17.7	15.3	△29.5%

※ 自殺率(人口10万人あたり自殺者数)…自殺者数÷人口×100,000

(厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」)

図1 自殺死亡率の推移



(厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」)

2. 鳴門市の自殺の特徴

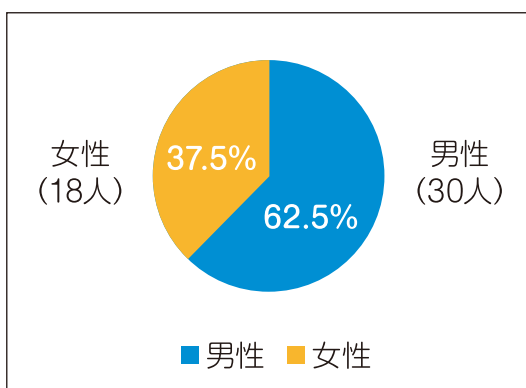
平成25年から平成29年の合計自殺者48人について性別にみると、男性30人、女性18人で、男女の構成比は男性が62.5%を占めています。(図2)

自殺者に男性が多い傾向は全国、徳島県と同様ですが、本市は、女性の割合が全国、徳島県の割合よりも多くなっています。(図3)

自殺率を全国平均と比較すると、男性は20歳未満及び60歳代、70歳代、女性は40歳代、50歳代及び70歳代が全国平均より多くなっています。(図4)

図2 自殺者の性別割合

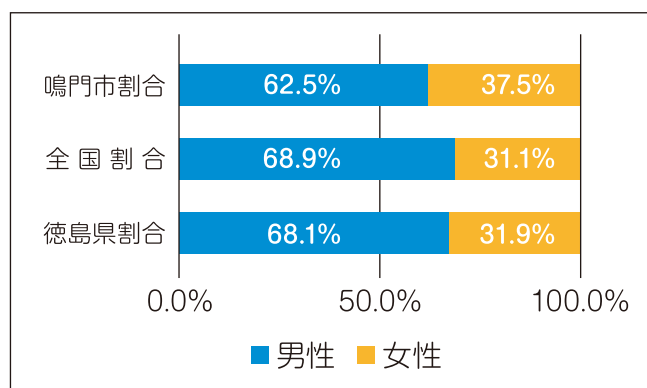
(自殺日・住居地、平成25年～平成29年平均)



(厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」)

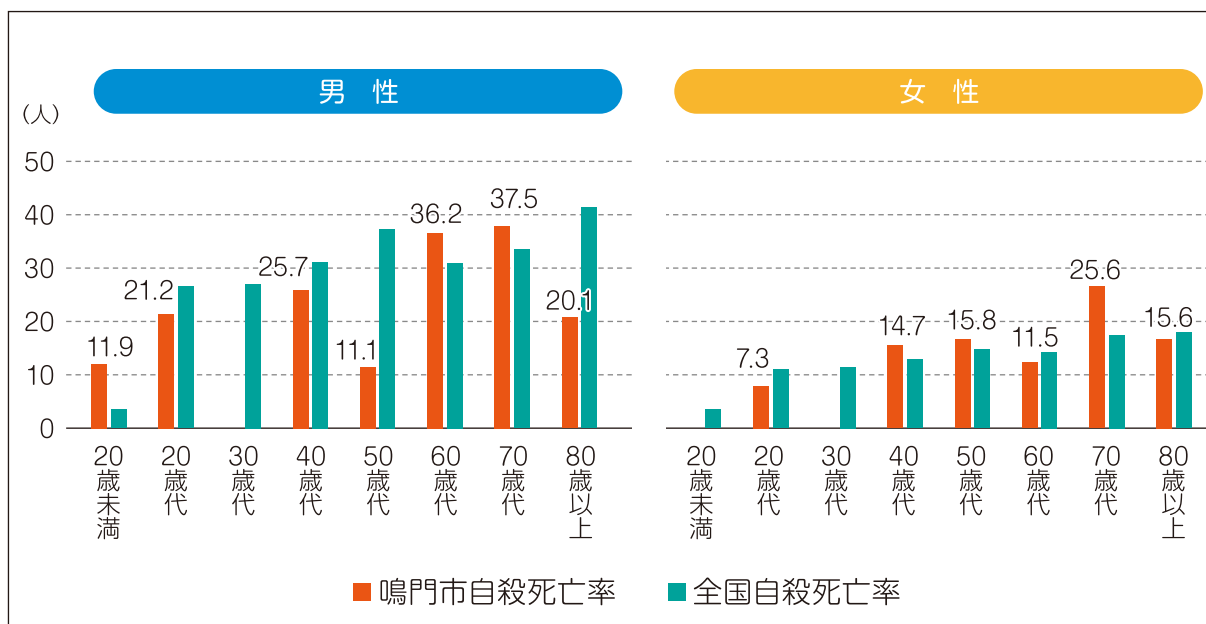
図3 自殺者の性別割合(全国、徳島県の比較)

(自殺日・住居地、平成25年～平成29年平均)



(厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」)

図4 性・年代別の自殺死亡率(10万対・平成25年～平成29年平均)



(厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」)

自殺者の特徴として上位5区分の中で最も多かったのは、60歳以上の無職の男性9人、次いで同じく60歳以上の無職女性8人でした。続いて40～59歳の有職者の女性4人、有職者の男性4人であり、上位のいずれも同居者がいたことから支援の対象は個人だけではなく、家族を対象とした働きかけや遺族への配慮も重要となります。(表2)

表2 鳴門市の自殺の特徴(自殺日・住居地 平成25年～平成29年合計48人)

上位5区分		自殺者数 (5年計)	割 合	自殺率* (10万対)
1位	男性 60歳以上 無職 同居	9人	18.8%	33.5
2位	女性 60歳以上 無職 同居	8人	16.7%	20.1
3位	女性 40～59歳 有職 同居	4人	8.3%	19.8
4位	男性 40～59歳 有職 同居	4人	8.3%	14.0
5位	男性 60歳以上 無職 独居	3人	6.3%	67.3

※ 自殺率の母数(人口)は平成27年国勢調査を元に推計。

(厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」)

未遂歴については、自殺者数48人のうち12人に未遂歴があります。その割合は25%であり、全国割合19.7%より高くなっています。自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐための取り組みが必要です(表3)

表3 自殺者における未遂歴の総数(自殺日・住居地 平成25年～平成29年合計48人)

未遂歴	自殺者数	未遂歴のある割合	
		鳴門市	全 国
あり	12人	25.0%	19.7%
なし	27人	56.3%	61.0%
不詳	9人	18.8%	19.4%

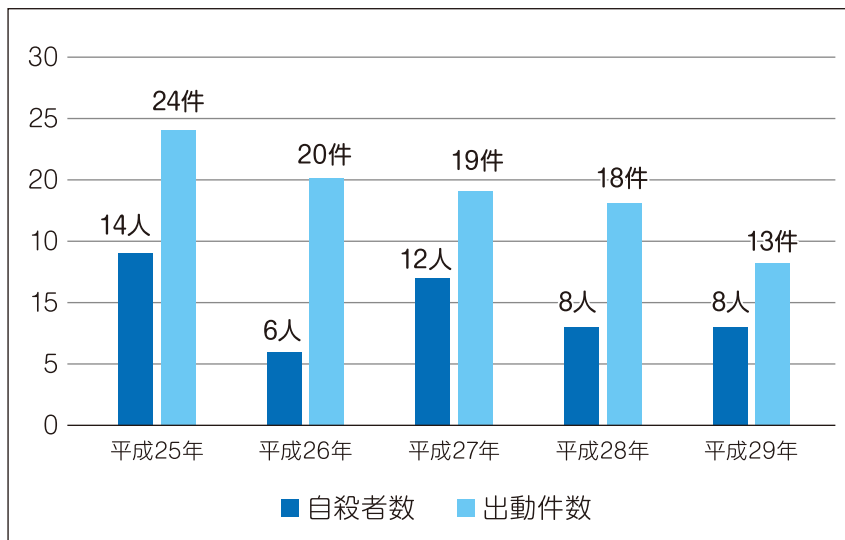
(厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」)

自損行為による救急自動車の出動件数については、平成25年から平成29年までの自殺者数48人に対し94件であり、その多くが市内在住者です。

自殺企図により複数回の自損行為に至る例もありますが、救急要請があった場合だけでも自殺者数の影には2倍近くの自殺未遂者がいることとなります。(図5)

また、出動件数94件のうち医療機関へ搬送することができた件数は67件あり、発見時の周囲の人の迅速な対応により7割の方が医療を受けることができています。

図5 自損行為による救急出動件数の状況



(鳴門市消防本部「事故種別救急件数」)

3. 鳴門市の各種アンケート結果

鳴門市地域福祉計画・鳴門市地域福祉活動計画策定のためのアンケート調査(平成29年2月実施)の結果、「市民が住み慣れた地域で安心して暮らしていくために必要なことについて」という質問に対して最も多かった回答は「身近なところで日常生活に関する相談窓口の整備」が29.5%で、次いで「支援が必要な人へのサポート体制の充実」が28.5%でした。

「生活困窮者等に対する必要な支援について」の回答で最も多かったのは「世帯が孤立しないように、困窮状態の早期発見に向けた支援」が47.5%であり、次いで「生活困窮世帯の子ども達の学習支援や進学支援」が43.2%でした。

また、鳴門市子どもの生活に関するアンケート調査(平成30年2月実施)の結果、健康状態が「あまりよくない」または「よくない」と回答した割合は、相対的貧困世帯または児童扶養手当受給世帯(ひとり親世帯)が全体の世帯と比べて2倍近く多く、必要な料金の支払いや生活必需品の購入の困難を経験したことがあるという世帯もありました。

生活上の困り事に対する相談の必要性とともに、経済的支援制度等、既存の制度の周知や申請等利用への支援が望まれます。

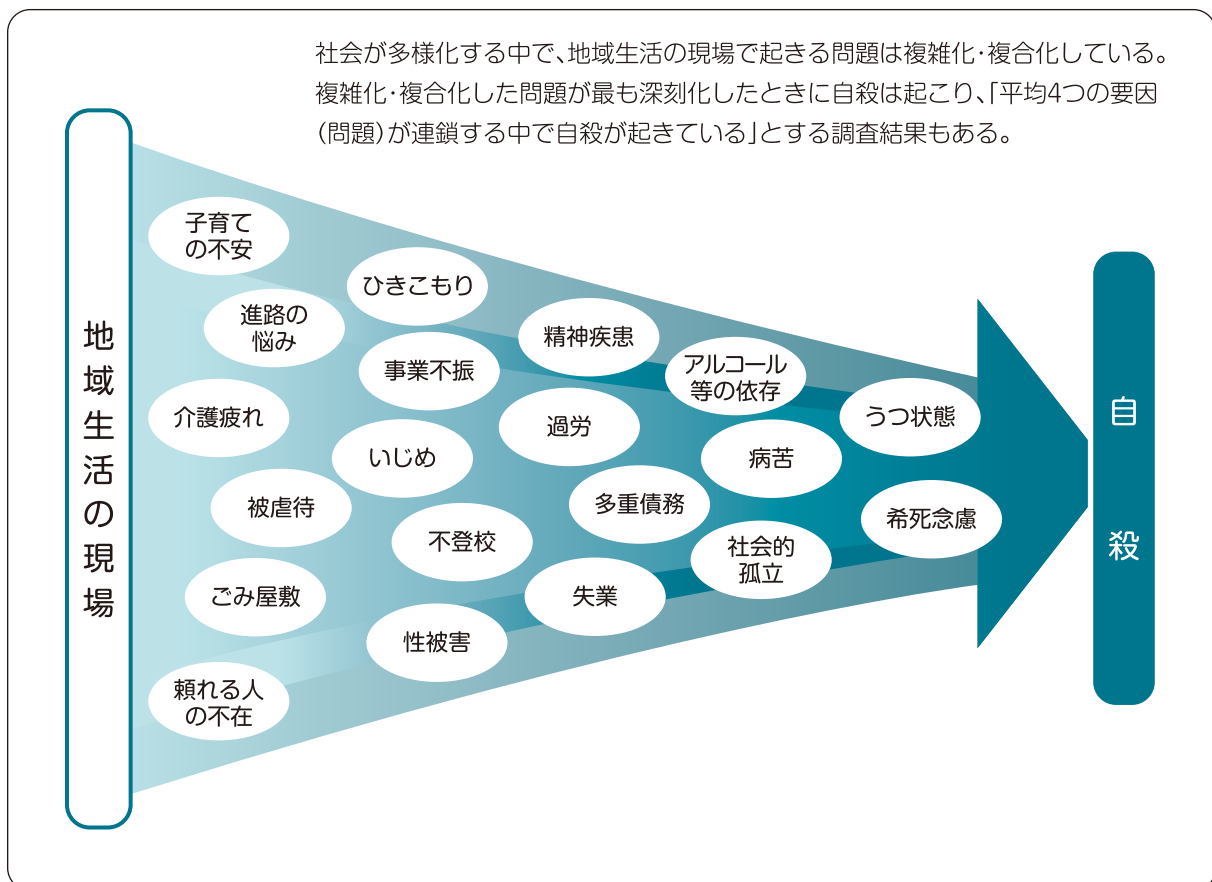
第3章 自殺に対する基本認識

自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があると言われています。様々な悩みが原因で追い詰められ自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ったり、社会とのつながりの減少や生きていても役に立たないという役割喪失感から、また、与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感から危機的な状態に追い込まれてしまうなど「誰にでも起こり得る危機」です。

自殺行動に至った人の直前の心の健康状態を見ると、大多数は、様々な悩みにより心理的に追い詰められた結果、抑うつ状態またはうつ病、アルコール依存症などの精神疾患を発症し、これらの影響により正常な判断を行うことができない状態となっている場合が多いといわれています。自殺は、個人の意思や選択の結果起きるのではなく、その多くが追い込まれた末の死ということになります。

そのため、自殺対策は保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との連携が図られ「生きることの包括的な支援」として実施する必要があります。

図6 自殺の危機要因イメージ図



(厚生労働省資料)

第4章 基本目標と施策

1. 基本理念

市民一人ひとりが、つながり、支え合うことで、自分らしく生きる喜びを実感でき、誰も自殺に追い込まれることのない鳴門市の実現を目指します。その実現に向けて、「生きることの包括的な支援」を推進し、市民と一体となって自殺対策に取り組みます。

2. 基本目標と施策の体系

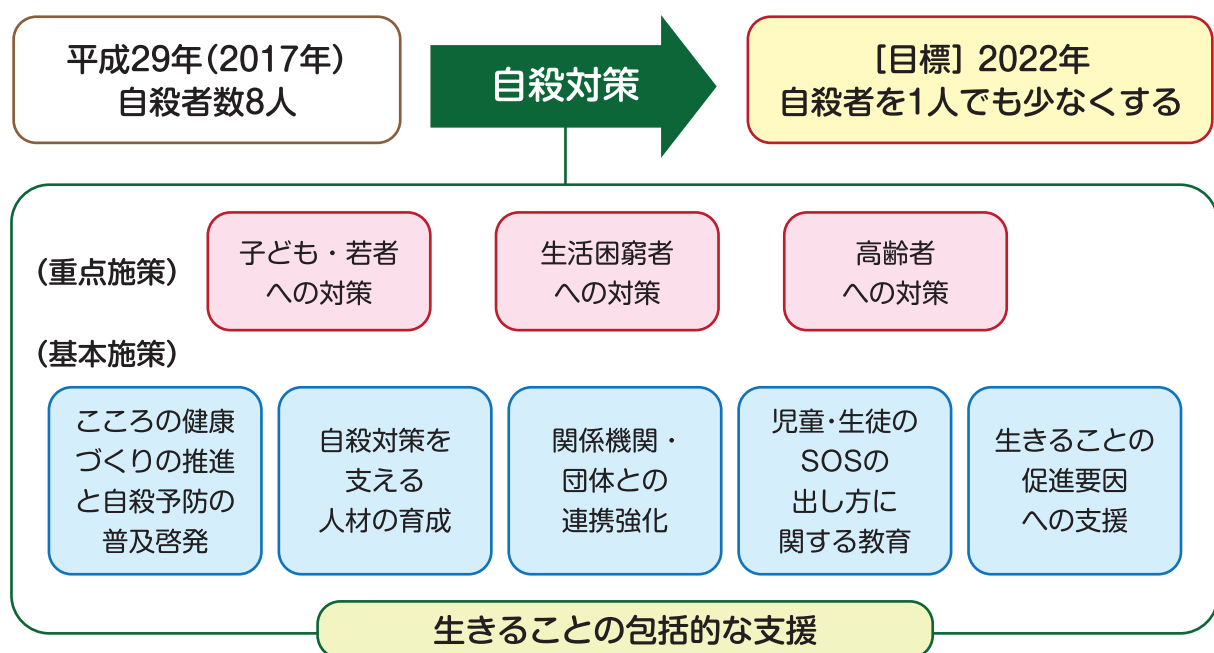
国は、自殺総合対策大綱において、自殺対策として「先進諸国の現在の水準まで減少させることをめざし2026年までに自殺死亡률을平成27年と比べて30%以上減少させる」ことを目標とし、徳島県自殺対策基本計画では「自殺者ゼロ」を基本目標としています。

本市では『誰も自殺に追い込まれることのない鳴門市の実現』を長期目標として2022年には平成29年の自殺者8人より1人でも少なくするよう取り組みます。

そのため、全国的に実施されることが望ましい基本的な施策として「こころの健康づくりの推進と自殺予防の普及啓発」「自殺対策を支える人材の育成」「関係機関・団体との連携強化」「児童・生徒のSOSの出し方に関する教育」及び「生きることの促進要因への支援」を推進します。

さらに、本市の自殺の特徴を踏まえた重点施策として、子ども・若者の自殺を未然に防ぎ、生活困窮者及び高齢者への対策を関係機関と連携して取り組みます。

(基本理念) **誰も自殺に追い込まれることのない鳴門市**
～ 一人でも多くの自殺を防ぐために ～



3. 基本施策

(1) こころの健康づくりの推進と自殺予防の普及啓発

生活上の様々な悩みや困りごとにより精神的に追い詰められ命を脅かす危機に陥る前に、誰かに援助を求めることが適切であることが市民の共通認識となるよう普及啓発を行います。

また、自殺の問題は一部の人の問題ではなく、危機感を抱える人の心情を理解し、話を聞き、見守ることの重要性等、市民の理解を促進します。

事業名	事業の内容	担当課
広報等による周知啓発	広報誌、市公式ウェブサイト等による各種相談窓口の周知を行うとともに、利用しやすい相談体制に努めます。	各種相談実施 担当課
自殺予防キャンペーン	自殺予防週間、自殺対策強化月間にあわせ自殺予防の普及啓発を行います。	健康増進課
研修会・講演会の開催	こころの健康・自殺対策の理解を深めるため、講演会や研修会を開催します。	健康増進課 人事課

(2) 自殺対策を支える人材の育成

自殺は「誰にでも起こりうる危機」であることから、家族や学校、職場等それぞれを取り巻く関係者や地域住民の気付き、地域における様々な活動を通じた見守りが重要です。

生活上の困難感等の異変や自殺の危険を示すサインに気づき、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守るゲートキーパー（命の門番）の役割を担う人材の育成のため研修会等の実施に努めます。

事業名	事業の内容	担当課
研修会・講習会の開催	こころの健康・自殺対策の理解を深めるため、講演会や研修会を開催します。（再掲）	健康増進課 人事課
自殺予防ボランティア養成	研修会の受講による傾聴ボランティアの養成を支援します。	健康増進課
いじめ防止対策事業	各学校でのいじめ防止対策について連携して支援を行います。	教育支援室

(3) 関係機関・団体との連携強化

自殺にはいくつもの要因が複雑に関係しており、様々な分野の関係者が連携して包括的な取り組みを実施する必要があることから、相談支援関係者、地域福祉関係者及び各種相談機関と連携して自殺対策を推進します。

また、保健・医療・福祉・教育・労働等の関係者だけでなく、それぞれの所属や地区組織による地域の支え合い等市民と連携し協働して「生きることの包括的な支援」に取り組みます。

未遂者や遺族への支援等広域での対応が望ましい施策については、県や関連団体と連携して取り組みます。

事業名	事業の内容	担当課
自殺対策関係団体との連携	自殺対策に取り組む様々な団体等と連携、協働して自殺対策を推進します。	健康増進課
周産期医療協議会 妊産婦メンタルケア部会	産後うつ等の予防、早期支援や虐待予防について、産科・小児科・精神科等の医療従事者と連携します。	健康増進課
鳴門市認知症高齢者等 SOSネットワーク事業	認知症高齢者等が行方不明となった場合に、地域の支援を得て早期に発見できるよう、関係機関等の支援体制を構築します。	長寿介護課
地域自立支援協議会	障がい者支援の強化のため、保健・福祉・医療・教育・就労等関係機関と連携します。	社会福祉課

(4) 児童・生徒のSOSの出し方に関する教育

児童・生徒が命の大切さを実感できる教育及び健康の保持に係る教育の推進に加えて「困難やストレスに直面した児童・生徒が信頼できる大人に助けの声をあげられる」よう、児童・生徒のSOSの出し方に関して学校教育を通じた啓発を行います。

(5) 生きることの促進要因への支援

「生きることを阻害する要因(自殺のリスク要因)」を減らす取り組みに加えて「生きることを促進する要因(自殺に対する保護要因)」を増やす取り組みを行います。

ただし、行政等の支援が必要とされる人であっても、対象者自ら利用するに至らない状況に陥っていることが多いと考えられるため、対象者を取り巻く人が寄り添い見守る中で必要に応じて行政等の支援につながるよう対応することが必要です。

そのため、既存の各種制度について、広報誌、鳴門市公式ウェブサイト等を通して周知を強化するとともに、利用しやすい体制の整備に努めます。

また、自殺対策に関する専門的研修の受講者を主要な相談窓口に配置し、相談対応を強化してきましたが、各種相談窓口担当者の気付きから必要な相談先へつなぎ、自殺の危険を示すサインに適切に対応する全庁的な取り組みが不可欠です。

さらに、自殺の背景となる複合的な課題に対応するため、「生きることの包括的な支援」として、県や関係機関・民間団体等と連携して対応します。

鳴門市が実施している相談及び連絡先は以下のとおりです。

相談名	相談内容	連絡先
行政相談	国・特殊法人などへの苦情や要望に関する相談	秘書広報課 ☎088-684-1118
年金相談	年金に関するあらゆる相談	市民課 ☎088-684-1138
公害・環境関係の相談	公害・環境に関する相談	環境政策課 ☎088-683-7571
公営住宅に関する相談	住宅に困窮する低額所得者への賃貸に関する相談	まちづくり課 ☎088-684-1162
保険料納付相談	国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料の納付に関する相談	保険課 ☎088-684-1136
生活保護に関する相談	生活保護に関する相談	社会福祉課 ☎088-684-1144
障がい者(児)相談	障がい者(児)等に関する相談	社会福祉課 ☎088-684-1145
障がい者虐待相談	障がい者虐待に関する相談	障がい者虐待防止センター ☎088-684-1725
障がい者等の成年後見制度相談	障がい者等の成年後見制度、権利擁護に関する相談	社会福祉課 ☎088-684-1219
成年後見制度相談	司法書士による成年後見制度や権利擁護に関する相談	長寿介護課 ☎088-684-1175
高齢者総合相談	介護に関する心配や悩み、高齢者虐待、成年後見制度等高齢者に関する相談	長寿介護課 ☎088-684-1175
人権相談	家庭内のもめごと、近隣トラブル等人権に関する相談	人権推進課 ☎088-684-1148
女性相談・カウンセリング	DV被害等に関する相談・心理的支援	人権推進課 ☎088-684-1413
家庭児童相談	子ども(18歳未満)の虐待、養護、障がい、非行、育成(性格行動、不登校、適正、育児、しつけ)、その他(いじめなど)に関する相談	女性子ども支援センター ぱあとなー ☎088-684-1408
母子保健相談	妊娠・出産・育児に関する相談	子育て世代包括支援センター ☎088-684-1561
発達相談	子どもの言葉、発育・発達等に関する相談	健康増進課 ☎088-684-1206
健康相談	保健師、管理栄養士による健康に関する相談	健康増進課 ☎088-684-1137
ひとり親家庭の相談	ひとり親・寡婦家庭における就労や資格取得及び生活一般の悩みに関する相談	子どもいきいき課 ☎088-684-1231
教育相談	就学前(3～6歳)の子どもに関する相談	学校教育課 ☎088-686-8802
不登校等教育相談	児童生徒や保護者・教師に対する不登校問題などに関する相談	教育支援室 ☎088-660-1733
青少年悩みごと相談	非行・暴力・いじめ・虐待その他青少年の健全育成に関する相談	教育支援室 ☎088-686-8805

4. 重点施策

(1) 子ども・若者への対策

複雑な家庭事情、いじめ問題、学力低下、不登校等子どもの心理的負担を軽減するため、家庭を中心に保健・医療・福祉・教育等の関係機関が連携して推進します。

また、学校、地域等における子育て支援の向上や家庭の教育力向上に向けた支援の他、命の大切さや様々なストレスへの対処方法、SOSの出し方に関する教育を実施するとともに、安心できる居場所づくりをすすめます。

事業名	事業の内容	担当課
いじめ防止対策事業	各校のいじめ防止基本方針の取り組みの点検や学校間の連携によるいじめの防止・早期対応を図ります。 (再掲)	教育支援室
教育相談	いじめ、不登校など学校教育に関する相談を行います。	教育支援室
スクールソーシャルワーカー活用事業	様々な課題を抱えた児童生徒に対する相談や支援を行います。	教育支援室
不登校児童生徒支援事業・連絡協議会	不登校の児童生徒を対象とした適応指導教室での指導・相談・体制整備を行います。	教育支援室
放課後子供教室推進事業	学校施設を有効活用し、交流の機会を提供します。	生涯学習人権課
女性子ども支援センター設置事業	家庭内暴力や児童虐待等に関する相談・支援を行います。	人権推進課

(2) 生活困窮者への対策

経済的問題を抱えながら支援につながない人が早期に支援につながるよう、関係機関が連携・協働して取り組みます。

無職や失業等による生活困窮者は、経済的な問題だけでなく心身の健康や家族等との人間関係、ひきこもり等、複合的な問題を抱えている可能性があり、生活困窮者自立支援事業を中心とした経済や生活面の支援のほか、状況に応じた包括的な支援を推進します。

事業名	事業の内容	担当課
市税・保険料の賦課、収納、減免	滞納者等支払いが困難な場合、減免対応が可能であるか状況把握を行います。	税務課 保険課
徴収の緩和制度としての納税・納付相談	納付に関する相談を受け付けます。	税務課 保険課
国民健康保険一部負担金の減免	国民健康保険一部負担金の支払いが困難な場合の減額等を行います。	保険課

事業名	事業の内容	担当課
生活保護各種扶助業務	生活保護に関する相談、支援及び各種扶助の支給決定に関する事務を行います。	社会福祉課
生活困窮者自立支援事業	生活困窮者への自立支援に関する相談・支援、子どもの学習支援及び住居確保給付金の給付を行います。	社会福祉課
児童扶養手当支給事務	児童扶養手当の支給を行います。	子どもいきいき課
ひとり親家庭等医療費助成事業	ひとり親家庭等に対し、医療費の一部を助成します。	子どもいきいき課
母子・父子自立支援相談	ひとり親家庭等の自立支援に関する相談を行います。	子どもいきいき課
公営住宅家賃滞納整理事業（納付相談）	市営住宅使用料（家賃）の納付に関する相談を行います。	まちづくり課
公営住宅建設・管理事務	住宅に困窮する低額所得者に対し低廉な家賃で市営住宅の賃貸を行います。	まちづくり課

（３）高齢者への対策

高齢者には、健康や介護問題、経済問題、社会的役割の喪失感等、生活に深刻な影響を及ぼす要因があります。相談窓口や支援機関等必要な情報を届けるとともに、高齢者の危機的状況に気づき、適切な援助につなぐことができるよう支援者への支援を強化します。

また、閉じこもり等社会からの孤立を防ぎ、生きがいと役割を実感できるよう地域福祉等の施策と連動した地域づくりを推進します。

事業名	事業の内容	担当課
高齢者総合相談窓口の設置	高齢者とその家族の悩みや介護保険に関する相談窓口を設置します。	長寿介護課
養護老人ホームへの入所措置	経済的理由などにより自宅生活が困難な高齢者への入所措置を行います。	長寿介護課
地域包括支援センター設置	５か所の地域包括支援センターと基幹型地域包括支援センターを設置し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、高齢者やその家族への支援を行います。	長寿介護課
いきいきサロン100創出事業	集会所等の身近な場所で定期的に集まり、健康づくりや交流を深めながら気軽に楽しく過ごせる住民主体の通いの場「いきいきサロン」の活動を支援します。	長寿介護課
生活支援体制整備事業	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができる地域づくりを目指し、住民主体の「助け合い」「支え合い」活動が広まっていこう支援します。	長寿介護課

5. 生きる支援関連施策

自殺対策を全庁的な取り組みとするため、基本施策及び重点施策に加えて自殺対策の視点を踏まえた「生きることの包括的な支援」となる事業を以下に記載しました。(全庁への事業棚卸し調査結果より分類)

(1) 生活上の困難感に気づき、相談機関につながります。

事業名	事業の内容	担当課
消費者相談窓口充実事業	市消費生活センターに、専門的知識を持った相談員を配置し、消費生活に関する苦情・相談を受け、解決に向けた助言や情報提供等を行う。	市民協働推進課
消費生活対策事務	消費者相談や情報提供及び、消費者教育・啓発を行うとともに、消費者団体活動を支援する。	市民協働推進課
住民基本台帳事務におけるDV等支援措置	DV等被害者の方を保護するため、住民基本台帳の閲覧、住民票の写し等の交付及び戸籍の附票の写しの交付について、不当な目的により利用することを防止する。	市民課
窓口サービスの充実	市民課にフロアマネージャーを配置し窓口サービスの充実・向上を図る。また、様々な戸籍の届出等を取り扱うにあたり、窓口の環境整備を行い個々の状況に応じた対応を実施する。	市民課
公害・環境関係の苦情処理業務	市民から公害・環境に関する苦情や相談を受け付け、問題の解決を図るよう努める。	環境政策課
嘱託収納員等の臨戸訪問	自宅に訪問し市税・保険料の収納事務を行う際に、相談を受け付ける。	税務課 保険課
女性子ども支援センター「ばあとなー」事業	配偶者暴力相談支援センター機能と家庭児童相談室の機能を兼ね備えた相談窓口を設置し、市民からの相談対応に当たる。	人権推進課
要援護者の見守り活動(協定)	水道使用量の検針時、把握した異変のある対象者について事業者から市への情報提供をもとに対応する。	長寿介護課 人権推進課 社会福祉課 子どもいきいき課 水道企画課
高齢者の見守り活動(協定)	徳島新聞鳴門地区専売店会・生活協同組合とくしま生協等と連携協定を締結し、日々の業務の中において、高齢者の生活状況を見守る。	長寿介護課

(2) 就労の促進や福祉サービス等の提供により生活の安定を図り、生きることを促進する要因を増やします。

事業名	事業の内容	担当課
児童及び生徒の勤労観の醸成	子どもたちに将来鳴門市で就職・創業をしてもらうことを目的とし、各関係機関、企業と連携し、小・中・高・大学生と段階的に勤労観を醸成する。	商工政策課
就職マッチングフェア	雇用対策協定に基づき、本市で働きたい方と市内に事業所のある企業をつなぐ合同就職面接会を開催する。	商工政策課

事業名	事業の内容	担当課
助産施設入所	経済的な理由により出産が困難な妊産婦に対し、施設入所による助産を実施する。	子どもいきいき課
保育施設等利用者支援事業	保護者が教育・保育施設や各種子育て支援事業の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、情報提供や相談助言などを行い、希望する保育サービスを調整する。	子どもいきいき課
子育て短期支援事業	保護者の病気、出産、家族の介護、冠婚葬祭、就労などの理由により家庭で一時的に児童の養育ができない場合に、一定期間、宿泊を伴った養育・保護を行うことで児童及びその家族の福祉の向上を図る。	子どもいきいき課
障害福祉サービス支給事務	障がい者(児)への介護給付・訓練等給付及び児童発達支援、障害児相談支援等障がい児支援に関する事務を行う。	社会福祉課
地域生活支援事業	障がい者への意思疎通や移動の支援、「福祉ホーム」利用料の一部助成や日中活動の提供等を行う。	社会福祉課
権利擁護の仕組みづくり	日常生活自立支援事業(社会福祉協議会実施)に対する支援、福祉サービス等の相談受付、成年後見制度利用者の相談等	社会福祉課
緊急通報システム事業	ひとり暮らし等の高齢者・身体障がい者等に対し、不安等を解消するとともに、急病時等の緊急時における迅速かつ適切な対応を図るため、緊急通報装置を貸与する。	社会福祉課 長寿介護課
葬祭費支給	被保険者(国民健康保険・後期高齢者医療)の死亡に対し葬祭を行った者に一時金を支給する。	保険課

(3) 心身の健康状態の増悪を防ぎ、生きることを阻害する要因を減らします。

事業名	事業の内容	担当課
母子健康手帳の交付	妊娠届出者に母子健康手帳を交付し、妊娠期から幼児期までの健康管理を促進する。	健康増進課
妊産婦健康診査	妊産婦健康診査の公費負担により妊産婦の健康状態を把握し、産後うつ、虐待等を予防する。	健康増進課
産前・産後ケア	産前・産後における母子の心身のケア・育児サポートを行うことで、育児に対する不安・負担の軽減を図る。	健康増進課
養育支援訪問	養育上、支援を要する新生児・産婦について、医療機関や関係機関からの情報提供をもとに訪問指導を行う。	健康増進課
乳幼児健康診査	乳幼児の健康管理及び育児支援を行う。	健康増進課
発達相談	子どもの発達特性に応じた育児や就学に向けての支援ができるよう相談を行う。	健康増進課
健康教室	健康意識を高めるため講演会等を行う。	健康増進課
健康相談・保健指導	心身の健康に関して個別に相談に応じ、生活習慣病の発症や重症化を予防する。	健康増進課
家族介護支援事業	高齢者等を在宅で介護している家族等の身体的・精神的負担の軽減を図るなどの支援を行う。	長寿介護課
県費職員ストレスチェック事業・メンタルヘルスチェック事業	労働安全衛生法に基づき、県費職員(学校教職員)自身のストレスへの気付き及びその対処の支援並びに職場環境の改善を通じて、メンタルヘルス不調となることを未然に防止する一次予防を目的として実施する。	学校教育課

事業名	事業の内容	担当課
ストレスチェック事業	労働安全衛生法に基づき、職員自身のストレスへの気付き及びその対処の支援並びに職場環境の改善を通じて、メンタルヘルス不調となることを未然に防止する一次予防を実施する。	人事課
メンタルヘルス相談事業	全職員対象に、メンタル不調を来した職員向けに専門医と相談できるよう、業務委託を行う。	人事課
衛生委員会の実施	労働安全衛生法に基づき、衛生委員会を設置するとともに、嘱託医を任命し、職員の健康管理を行う。	人事課

(4) 事業・イベント等の開催時に自殺対策に関する周知を行います。

事業名	事業の内容	担当課
消費生活関連イベントの開催	消費者問題が複雑・多様化していることから、消費者情報の発信や消費者啓発を積極的に行うためのイベントを開催する。	市民協働推進課
鳴門のまつり開催事業	地域に受け継がれている祭りを紹介する会場で各種模擬店や接待ブース、人権相談・行政相談等の行政ブースを設ける。	市民協働推進課
まちづくり出前市長室開催事業	市長が地域や住民の活動の場などに出向き、行政について住民と語り合い、行政に関する意見・意向等を聴取することで、行政運営の参考とする。	市民協働推進課
飛び込み型出前市長室開催事業	市長が地域で活動する団体のところへ出向き、実際に活動を見たり、一緒に活動したりする。その後、意見交換を行い、地域の課題把握に努めるとともに市民協働意識の醸成や今後地域の活動を支えていく人材の発掘を目指す。	市民協働推進課
人権啓発推進事業	人権セミナー等の講演会や、市内小学校での人権の花運動等の活動を通し、幅広い世代の市民に対して人権啓発を行う。	人権推進課
男女共同参画推進事業	各種講座等を通し、鳴門市男女共同参画推進条例やその理念の周知啓発を行う。	人権推進課
地域子育て支援拠点事業	市内6か所で妊婦や乳幼児の保護者が相互に交流を行う場所を設定し、子育てに関する情報交換や相談、交流等の機会をつくり、子育ての不安感を緩和し保護者の孤立化の解消を図る。	子どもいきいき課
子どものまち推進事業	「子どものまち宣言」の趣旨に沿い、地域で子どもを育てるという視点に立ち、市民みんなが「子どものまちづくり」について考える機会をつくる。また、子どもたちに対して様々な体験活動の機会の提供を図る。	子どもいきいき課

(5) 地域活動への支援を通して対象者の異変を把握することにより、相談等対応します。

事業名	事業の内容	担当課
食生活改善推進員・運動 自主クラブ活動支援	自主クラブ（ヘルスメイト・ラッコくらぶ）の活動支援を通して、食生活改善や運動習慣定着のための地域での取り組みを強化する。	健康増進課
乳幼児全戸訪問事業 (おめでとう赤ちゃん訪問事業)	4か月の乳児がいる世帯を保育士等が全戸訪問し、子育ての悩みを聞いたり支援事業を案内することで、保護者の子育ての不安感を緩和する。	子どもいきいき課

(6) 既存の研修に自殺対策に関連する研修を盛り込みます。

事業名	事業の内容	担当課
コミュニティ研修会開催事業	コミュニティ活動に関する講演会等を実施する。	市民協働推進課
生涯学習まちづくり出前 講座	市民の生涯学習への関心が高まるなか、市役所が関わっている仕事や文化、教養などを学習メニューとし、市民の要請に基づき市職員等を講師として派遣する。	生涯学習人権課
職員の研修事業	目指すべき職員像を目標に、職員の意識改革と能力開発、資質向上を積極的に推進するため、効率的・効果的な研修を実施する。	人事課

第5章 計画の推進体制

市民の自殺対策への理解を深め、市民、関係団体、行政が連携して「生きることの包括的な支援」の推進に取り組めます。

「鳴門市健康づくりの推進と地域の医療を守り育む条例庁内推進会議」を中心として全庁的に取り組むとともに、「鳴門市健康づくりの推進と地域の医療を守り育む協議会」において実施状況を評価しながら、実情に応じた施策を推進していきます。

資料編

1. 鳴門市関係機関相談窓口一覧

	相談名	相談内容	連絡先
生活全般に関する相談	心配ごと相談	生計や家庭不和、高齢者問題などの心配ごとに関する相談	鳴門市社会福祉協議会 ☎088-685-7170
	法律相談	弁護士による法律に関する相談（要予約）	鳴門市社会福祉協議会 ☎088-685-7170
	生活福祉資金貸付の相談	低所得・高齢者・障がい者世帯の自立生活に一時的に必要な資金の貸し付けのための相談	鳴門市社会福祉協議会 ☎088-685-7170
	日常生活自立支援に関する相談	認知症・知的障がい・精神障がいなどにより判断能力が十分でない方の福祉サービス、権利擁護に関する相談	鳴門市社会福祉協議会 ☎088-685-7170
	民生委員・児童委員による相談	市民からの担当地域の民生委員・児童委員への様々な相談	鳴門市民生委員・児童委員協議会（鳴門市社会福祉協議会内） ☎088-685-7170
	民事手続きに関する相談	訴訟・調停・支払督促などの手続きに関する相談	鳴門簡易裁判所 ☎088-686-2710
	法務相談	相続、離婚、成年後見、起業、事業経営、外国人法務、交通事故等暮らしの法務全般に関する相談	一般社団法人四国市民法務サポート森江 ☎080-4138-5462 （平日:16時～18時）
	年金相談	年金に関する相談	街角の年金相談センター徳島 ☎088-657-3081
	消費生活相談	消費生活全般に関する苦情受付や相談	鳴門市消費生活センター ☎088-686-3776
	生活自立相談	収入が不安定で生活に困っている、家族が病気で将来が不安など生活に関する相談	鳴門市生活自立相談支援センター「よりそい」 ☎088-678-2754・0120-928-734
就労相談	職業相談	就業、転職、仕事に関する相談	ハローワーク鳴門 ☎088-685-2270
	若者の就労相談	若者の就労に関する相談	とくしま地域若者サポートステーション ☎088-602-0553
障がい者相談	障がい者に関する相談	障がい者等に関する相談	地域活動支援センターオリーブの木 ☎088-685-5524 愛育会地域生活総合支援センター ☎088-699-4143 障がい者生活支援センター凌雲 ☎088-693-1117
	身体障がい者相談	身体に障がいのある方の相談	鳴門市身体障害者会館 ☎088-686-4144

	相談名	相談内容	連絡先
高 齢 者 相 談	高齢者総合相談	介護に関する心配や悩み、その他 高齢者に関する相談	基幹型地域包括支援センター ☎088-615-1417 地域包括支援センター緑会 ☎088-685-1555 地域包括支援センター貴洋会 ☎088-683-1075 地域包括支援センターやまかみ ☎088-683-6727 地域包括支援センターひだまり ☎088-686-1139 地域包括支援センターおおあさ ☎088-689-3738
	もの忘れ相談	老化によるもの忘れや認知症に関 する相談	基幹型地域包括支援センター ☎088-615-1417
	鳴門市介護者家族の 会による相談	在宅介護をしている家族の不安・ 介護疲れに関する相談	基幹型地域包括支援センター ☎088-615-1417

2. 徳島県関係機関相談窓口一覧

	相談名	連絡先	
健康に関する相談	こころの悩み相談	いのちの希望(旧徳島いのちの電話)	☎ 088-623-0444
		とくしま自殺予防センター (徳島県精神保健福祉センター内)	☎ 088-602-8911
		よりそいホットライン	☎ 0120-279-338
	こころの悩み(メール相談)	いのちの希望(旧徳島いのちの電話)	https://www.inochi-nokibou.or.jp/
		NPO法人アプローチ会	http://www.afls.jp/
	精神保健福祉相談	徳島県精神保健福祉センター	☎ 088-602-8911
		徳島県東部保健福祉局(徳島保健所)	☎ 088-602-8905
	アルコール相談	徳島県精神保健福祉センター	☎ 088-602-8911
	思春期相談	徳島県精神保健福祉センター	☎ 088-602-8911
	薬物相談	徳島県精神保健福祉センター	☎ 088-602-8911
	エイズ相談	徳島県東部保健福祉局(徳島保健所)	☎ 088-602-8907
		エイズホットライン(徳島県健康増進課)	☎ 088-655-6010
	医療安全相談	徳島県東部保健福祉局(徳島保健所)	☎ 088-652-5153
就労相談	職場における心の健康づくり相談	徳島産業保健総合支援センター	☎ 088-656-0330
	若者就労支援	とくしま地域若者サポートステーション	☎ 088-602-0553
	労働相談	徳島労働局総合労働相談コーナー	☎ 088-652-9142
		仕事なんでも相談室	☎ 0120-783-072
		ジョブとくしま(無料職業紹介所)	☎ 088-652-4510
		徳島県労働雇用戦略課	☎ 088-621-2346
青少年・子ども相談	青少年や子どもに関する相談	24時間子供SOSダイヤル	☎ 0120-0-78310
		チャイルドライン	☎ 0120-99-7777
		青少年こころの電話相談	☎ 088-625-6165
		子ども何でもダイヤル	☎ 088-635-0303
		子どもの人権110番(徳島地方法務局)	☎ 0120-007-110
		ヤングテレホン(徳島県警察本部)	☎ 088-625-8900
		いじめホットライン(徳島県警察本部)	☎ 088-623-7324
	家庭児童福祉に関する相談	徳島県東部保健福祉局(徳島庁舎)	☎ 088-626-8716
		徳島県こども女性相談センター	☎ 088-622-2205
	教育相談	こころとからだのサポートセンター (徳島県立総合教育センター)	☎ 088-672-5200

2. 徳島県関係機関相談窓口一覧

	相談名	連絡先	
女性相談	女性の相談 (DV、離婚、男女問題等)	女性の悩み110番	☎ 088-623-8110
		徳島県こども女性相談センター	☎ 088-652-5503
		性暴力被害者支援センター よりそいの樹とくしま	☎ 088-623-5111
		フレアとくしま相談室	☎ 088-626-6188
		女性の人権ホットライン(徳島地方法務局)	☎ 0570-070-810
障がい者・高齢者・難病相談	障がい者に関する相談	障がい者サポートダイヤル(身体)	☎ 088-631-6240
		障がい者サポートダイヤル(知的)	☎ 088-631-2720
		障がい者サポートダイヤル(精神)	☎ 088-631-2028
	発達障がいに関する相談	徳島県発達障がい者総合支援センター ハナミズキ	☎ 0885-34-9001
	難病相談	徳島県難病相談支援センター (徳島県健康増進課)	☎ 088-621-2224
	高齢者の相談 (保健、福祉、介護、医療等)	シルバー110番	☎ 0120-308-504 ☎ 088-654-8110
	成年後見制度・相続・遺言に関する相談	コスモス成年後見サポートセンター	☎ 088-679-4440
		徳島弁護士会	☎ 088-652-5768
		司法書士徳島総合相談センター	☎ 088-657-7191
		徳島県社会福祉会ばあとなあ徳島	☎ 088-678-8041
	権利擁護に関する相談	とくしま絆ネット(とくしま高齢者・障がい者権利擁護ネットワーク)	☎ 080-2980-9014
消費生活に関する相談	消費生活・多重債務に関する相談	徳島県消費者情報センター	☎ 088-623-0110
	様々な法律相談 (多重債務、男女問題、離婚問題、労働問題等)	借金問題無料法律相談(徳島弁護士会)	☎ 088-652-5768
		法律相談センター(徳島弁護士会)	☎ 088-652-3017
		夜間無料電話相談(徳島弁護士会)	☎ 088-652-5908
		休日法律相談(徳島弁護士会)	☎ 088-652-3017
		法テラス徳島	☎ 050-3383-5575
		夜間電話無料相談(徳島県司法書士会)	☎ 088-622-1234
		司法書士総合相談センター(徳島県司法書士会)	☎ 088-657-7191
経営相談	金融・経営に関する相談	徳島県商工会議所連合会	☎ 088-653-3211
		徳島県商工会連合会	☎ 088-623-2014
	経営・創業に関する相談	公益財団法人とくしま産業振興機構	☎ 088-654-0101

	相談名	連絡先	
犯罪・被害相談	警察への相談全般	警察総合相談センター(徳島県警察本部)	☎ 088-653-9110 #9110
	犯罪被害者相談心のケア	公益社団法人徳島被害者支援センター	☎ 088-656-8080
	被害に遭われた方 ご家族の相談	公益社団法人徳島被害者支援センター	☎ 088-678-7830
その他	交通事故に関する相談	徳島県交通事故相談所	☎ 088-621-3200
	人権に関する相談全般	徳島県男女参画・人権課(あいぽーと徳島)	☎ 088-664-3710
		みんなの人権110番(徳島地方法務局)	☎ 0570-003-110
	セクシャルマイノリティに関する相談	SAG徳島(鳴門教育大学内)	☎ 088-687-6622

3. 鳴門市健康づくりの推進と地域の医療を守り育む協議会設置要綱

(設置)

第1条 鳴門市健康づくりの推進と地域の医療を守り育む条例(平成29年鳴門市条例第6号。以下「条例」という。)に規定する目的の実現を目指し、市が実施する施策に関する意見聴取、実施成果の検証及び評価を行うために、鳴門市健康づくりの推進と地域の医療を守り育む協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 市民の健康づくりの推進に関する事項
- (2) 地域医療推進に関する事項
- (3) 救急医療体制の整備又は健康及び医療の相談に関する事項
- (4) 医療機関等及び保健・福祉・介護の関係機関との連携、情報共有等に関する事項
- (5) その他条例の推進に関する事項

(組織)

第3条 協議会は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 医療・保健・福祉・介護等の関係団体の代表者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 健康づくり及び地域医療関係団体の代表者
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長をおく。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は協議会を代表し、議事その他会務を総理する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、毎年度1回以上開催し、会長が招集するものとする。ただし、会長及び副会長が欠ける場合には、市長が召集するものとする。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、健康増進課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めのない事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

4. 鳴門市健康づくりの推進と地域の医療を守り育む協議会委員名簿

(敬称略)

	氏 名	所 属	
1	谷 憲治	徳島大学病院 総合診療部 教授	学識経験者
2	玉有 繁	元徳島文理大学 総合政策学部 教授	学識経験者
3	吉田 成仁	一般社団法人鳴門市医師会 会長	医療関係者
4	邊見 達彦	地方独立行政法人徳島県鳴門病院 病院長	医療関係者
5	秋田 豊仁	一般社団法人徳島県歯科医師会 鳴門市歯科医師会 会長	医療関係者
6	川根 正則	一般社団法人徳島県薬剤師会鳴門支部 支部長	医療関係者
7	中川 洋一	徳島保健所 所長	医療関係者
8	益岡 道義	鳴門市自治振興連合会 会長	地域関係者
9	多智花 亨	鳴門市社会福祉協議会 会長	地域関係者
10	松本 久和子	鳴門市民生委員児童委員協議会 会長	地域関係者
11	多智花 早苗	鳴門商工会議所女性会 会長	地域関係者
12	佐々木 いつ子	徳島北農業協同組合女性部 部長	地域関係者
13	福山 徳	鳴門市水産振興協議会 会長	地域関係者
14	藤村 松男	鳴門市環境衛生組合連合会 会長 鳴門市老人クラブ連合会 会長	地域関係者
15	矢野 壽美子	鳴門市婦人連合会 会長	地域関係者
16	大岩 賢	鳴門市体育協会 会長	地域関係者
17	先田 仁美	鳴門市幼小中PTA連合会 副会長	地域関係者
18	中内 美代子	鳴門市食生活改善推進協議会 会長	地域関係者
19	酒井 やよい	NPO法人山びこへるぷ 代表	介護関係者
20	宮脇 史代	一般公募市民	市 民 代 表

5. 鳴門市健康づくりの推進と地域の医療を守り育む条例庁内推進会議設置要綱

(設置)

第1条 鳴門市健康づくりの推進と地域の医療を守り育む条例(平成29年鳴門市条例第6号。以下「条例」という。)の総合的かつ効果的な推進を図るため、鳴門市健康づくりの推進と地域の医療を守り育む条例庁内推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議の所掌事務は、次に掲げるものとする。

- (1) 市民の健康づくりの推進に関する事項
- (2) 地域医療推進に関する事項
- (3) 救急医療体制の整備又は健康及び医療の相談に関する事項
- (4) 医療機関等及び保健・福祉・介護の関係機関との連携、情報共有等に関する事項
- (5) その他条例の推進に関する事項

(組織)

第3条 推進会議の委員は、別表に掲げる委員をもって構成する。

2 推進会議に委員長及び副委員長をおく。

3 委員長は医療介護福祉統括官をもって充て、副委員長は健康増進課長をもって充てる。

3 委員長は、推進会議を総理する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 推進会議の会議(以下「会議」という。)は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第5条 推進会議の庶務は、健康増進課において処理する。

(雑則)

第6条 この要綱に定めのない事項は、委員長が推進会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

別表(第3条関係)

医療介護福祉統括官	スポーツ課長	保険課長	健康増進課長	長寿介護課長	社会福祉課長
子どもいきいき課長	商工政策課長	農林水産課長	予防課長	学校教育課長	

6.「健康なると21(第二次)」推進ワークショップ委員名簿

(敬称略)

	氏 名	所 属
1	田口 義行	一般社団法人鳴門市医師会
2	秋田 豊仁	一般社団法人徳島県歯科医師会鳴門市歯科医師会
3	川根 正則	一般社団法人徳島県薬剤師会鳴門支部
4	森本 みどり	一般社団法人徳島県歯科衛生士会
5	加藤 千代子	鳴門市小学校養護部会
6	清水 宏子	鳴門市中学校養護部会
7	樽 理恵	鳴門市幼稚園長会
8	佐藤 典代	鳴門市栄養教諭・学校栄養職員
9	葉田 貴明	鳴門市保育協議会
10	平松 芳健	鳴門市幼少中PTA連合会
11	佐々木 宏樹	鳴門市保育所保護者会連合会
12	多智花 亨	鳴門市社会福祉協議会
13	田村 嘉啓	鳴門市民生委員児童委員協議会
14	喜瀬 英之	鳴門市老人クラブ連合会
15	林 真資	NPO法人徳島県断酒会鳴門支部
16	山本 和正	鳴門市手をつなぐ育成会
17	棟田 政美	鳴門市自治振興連合会
18	矢野 壽美子	鳴門市婦人連合会
19	齋藤 忠恒	大麻町商工会
20	川端 幸奈	鳴門商工会議所
21	安川 毅	株式会社大塚製薬工場 安全衛生担当
22	和田 澄子	公益社団法人徳島県栄養士会地域活動協議会
23	吉川 タネ	ラッコクラブ
24	三木 佳奈子	クックなると
25	中内 美代子	鳴門市食生活改善推進協議会

7. 鳴門市自殺対策計画の策定経過

平成30年 7月26日 第1回鳴門市健康づくりの推進と地域の医療を守り育む条例庁内推進会議
 平成30年 9月27日 第1回鳴門市健康づくりの推進と地域の医療を守り育む協議会
 平成30年 11月22日 第2回鳴門市健康づくりの推進と地域の医療を守り育む条例庁内推進会議
 平成31年 1月17日 健康なると21(第二次)推進ワークショップ
 平成31年 2月21日 第2回鳴門市健康づくりの推進と地域の医療を守り育む協議会

鳴門市役所 健康福祉部
健康増進課

電話 (088) 684-1206

〒772-0003

鳴門市撫養町南浜字東浜24番地2

鳴門ふれあい健康館 1階

(鳴門市健康福祉交流センター)